

諮問庁：独立行政法人地域医療機能推進機構

諮問日：平成30年6月1日（平成30年（独個）諮問第35号）

答申日：平成30年9月12日（平成30年度（独個）答申第26号）

事件名：本人の夫の診療録等の不開示決定（保有個人情報非該当）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「独立行政法人地域医療機能推進機構特定病院（以下「特定病院」という。）に保有されている特定個人（特定ID）の診療録等の診療情報の一切」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その全部を審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとして不開示とした決定については、別紙に掲げる部分につき、改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等が保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成30年3月29日付け地域医療機構発総第0329001号により、独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

処分庁から上記1に記載の処分を受けました。

処分庁は、その理由を、故人の情報を開示請求者の個人情報と解することができないためとしています。

しかしながら、法2条2項の「個人情報」の定義にかかわって、「行政機関等個人情報保護法の解説」（総務省行政管理局監修）には、「本法では、死者に関する情報であっても、当該情報が遺族等の生存する個人に関する情報である場合には、生存する個人を本人とする個人情報として保護の対象となる」とされています。例えば、死者に関する情報である相続財産等に関する情報の中に遺族（相続人）の氏名の記載があるなど遺族を識別することができる場合において、当該情報は、死者に関する情報であると同時に、遺族に関する情報でもある、とされています（資料2（略）も参照）。

また、「個人情報保護法の逐条解説」（宇賀克也著）に、「生存する

個人に関する情報」（２項）として、死者の情報が死者の遺族の情報となる場合には、当該遺族が自己の個人情報として開示請求等を行うことができる」とされています（資料３（略）を参照）。

前出の「行政機関等個人情報保護法の解説」には、「開示請求権制度は、個人が、行政機関が保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認する上で重要な制度である」と記されています。

審査請求人の夫、特定個人は、特定病院で医療過誤に遭った、特に入院時の治療・処置において重大な過失があったとほぼ確信しています。その内容によっては裁判も考えています。そのために、夫が受けた治療や処置など診療情報の全てを知る必要があります。法に基づいた、特定病院に保有されている特定個人の個人情報の開示が不可欠です。

妻・審査請求人は、特定個人の相続人です。したがって、特定病院に保有されている特定個人の個人情報の一切は、相続人の損害賠償請求権または慰謝料請求権の存否にかかわる情報を記録したものとして、妻・審査請求人と同一であり、審査請求人の情報として開示すべきであり、原処分 of 処分取消しの裁決を求めます（資料３，４（略）を参照）。

なお、死者に関する情報については、東京都特定個人情報の保護に関する条例をはじめ、仙台市、川崎市、新潟市をはじめ政令指定都市などの個人情報保護条例でも、死者の相続人や死亡当時の配偶者などに開示請求できる取扱いをしています（資料５（略）を参照）。

厚生労働省は医政局長名で、各都道府県や医療関係団体に「診療情報提供等に関する指針」を通知しており、その中で、「医療従事者等は、患者が死亡した際には遅滞なく、遺族に対して、死亡に至るまでの診療経過、死亡原因等についての診療情報を提供しなければならない」としています。

法に基づくものではありませんが、日本医師会の「診療情報の提供に関する指針（第２版）」には、「医師および医療施設の管理者は、患者が死亡した際には遅滞なく、遺族に対して死亡に至るまでの診療経過、死亡原因などについて診療情報を提供する」と書かれており、この指針に基づいた、特定病院に対する診療情報等の開示も同時に進め、納得できない部分については特定病院と交渉していきたいと考えています。

（２）意見書

ア 本件開示請求対象文書について

本件審査請求にかかる開示請求の対象文書は、審査請求人の夫（故人）の診療録など診療にかかる記録一切である。

イ 原処分における開示文書について①

本件は、審査請求人の亡夫の診療録など診療にかかる記録一切について開示を求めたものである。

「病院における診療情報の提供による開示ではなく、機構に対して法に基づいた診療記録の開示請求を行った理由については、開示請求人が過去に、亡夫が入院していた特定病院に診療記録の提供による開示請求を行ったところ、当該病院の対応に不信感を持ったことからである。」（理由説明書（下記第3。以下同じ。）2項）とありますが、
反論その1

法による診療録一切の開示を求めたのは、過去に特定病院に対して診療記録等の開示請求をしたときの対応に不信感を持ったことからですが、法的拘束力のない病院の任意による開示では全ての診療情報は得られない、法による開示請求なら、書き出した36項目をはじめ診療情報の全てに対して、法律に基づいた回答が得られると考えたからです。

過去の開示請求で不信感を持ったのは、例えば、診療録には検査した記載があるのに検査記録がなく、問い合わせると別のところにあったと後日送付されたり、（略）検査後に医師に見せられた（略）（添付資料1（略））も、開示した診療情報になかったことなどです。また、看護師が病室に置いていった（略）夫の診療情報（添付資料2（略））には、看護師間の伝達・注意事項、医師との連絡事項が記載されていますが、開示した診療情報には全ての記載が見当たらず、ほかにも特定病院による診療情報の開示には疑問に思う点がありました。

ウ 原処分における開示文書について②

「法12条1項において、「何人も、この法律に定めるところにより、独立行政法人等に対し、当該独立行政法人等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。」と定められているため、開示請求人の亡夫の診療記録は開示請求人本人の個人情報には該当しない。しかし、民法711条では「他人の生命を侵害した者は、被害者の父母、配偶者及び子に対しては、その財産権が侵害されなかった場合においても、損害の賠償をしなければならない。」と定められており、死者の情報が、同時に死者の遺族の個人情報となり得る場合もあるが、開示請求人へ本件開示請求の意図を確認したところ、明確な回答を得られなかったことから、同法711条には該当せず、法12条1項の開示請求権を持つ者と判断できないため、不開示（原処分）とした。」（理由説明書2項）とありますが、

反論その2

夫・特定個人は医療過誤に遭ったとほぼ確信していますが、訴訟するかどうかを判断するには検査を含めた診療情報全てを知る必要があります。機構本部に対して保有個人情報の開示請求をしたものです。したがって民法711条及び同法709条に該当すると考えるので、損害

賠償を請求します。

諮問庁の理由説明書2項に民法711条に基いて「本件開示請求の意図を確認したところ、明確な回答を得られなかった」と書かれていることについて。

平成30年2月8日に保有個人情報開示請求書が受理されてからの数回のやりとりで、機構の対応に不信感が募り、このままでは法による診療録など一切の記録が開示されるかどうかがわからず、うやむやに終わってしまうと危惧したからです。

そこで、機構に対して「2月8日に保有個人情報開示請求書を受けつけてもらっているのに、法律に基づくかたちで手続きしてください」と返答しました。

不信感を募らせた詳細は「諮問庁の主張」に対する反論で説明しています。

エ 「3 審査請求人の主張について」

「これに対し、審査請求人は、「『個人情報保護法の逐条解説』に、「生存する個人に関する情報」として、死者の情報が死者の遺族の個人情報となる場合には、当該遺族が自己の個人情報として開示請求をおこなうことができる」とされている。亡夫は特定病院において医療過誤にあった、とくに入院時の治療や処置において重大な過失があったとほぼ確信しており、その内容によっては裁判も考えている。そのために亡夫が受けた治療や処置など診療情報の全てを知る必要があり、亡夫の個人情報の開示が不可欠である。」（理由説明書3項）と書かれていますが、

反論その3

今回の審査請求で、夫・特定個人の保有個人情報の開示請求をした根拠は、法2条2項の「個人情報」の定義にかかわって、「行政機関等個人情報保護法の解説」（総務省行政管理局監修）には、「死者に関する情報」として「本法では、死者に関する情報であっても、当該情報が遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、生存する個人を本人とする個人情報として保護の対象となる」というものです。

また、「個人情報保護法の逐条解説」（宇賀克也著）に、「生存する個人に関する情報」（2項）として、「死者の情報が死者の遺族の個人情報となる場合には、当該遺族が自己の個人情報として開示請求等を行うことができる」とされており、政令都市などの個人情報保護条例でも、死者の相続人や死亡当時の配偶者などに開示請求できる取扱いをしています。

夫・特定個人は、（略）でしたが、改めて過去に開示した診療録等

を見てみると、重大な過失があったことが読みとれたため、平成30年2月に機構に対して、夫・特定個人の「保有個人情報開示請求書」を提出しました。

妻・審査請求人は、特定個人の相続人であり、特定病院に保有されている特定個人の個人情報の一切は、相続人の損害賠償権、慰謝料請求権の存否にかかわる情報を記録したものとして、妻・審査請求人と同一であり、審査請求人の情報として開示すべきであり、不開示決定の処分取消しの裁決を求めるものです。

オ 「4 諮問庁の主張について①」

「法においては、「自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。」と定められているため、通常であれば開示請求人からの亡夫の保有個人情報の開示請求をおこなうことはできないが、民法711条にて「他人の生命を侵害した者は、被害者の父母、配偶者及び子に対しては、その財産権が侵害されなかった場合においても、損害の賠償をしなければならない。」と規定されている損害賠償権を有する者に対して、死者の情報が、同時に死者の遺族の個人情報となると考えられる。しかし、今般の開示請求にあたり、訴訟の提起の可能性を開示請求人に確認したものの、「開示請求書に記載している内容で判断してください」とのことで明確な意思の確認はとれなかった。」（理由説明書4項）とありますが、

反論その4

機構が明確な意思の確認がとれなかったという点について。

機構とのやりとりをとおして不信感を募らせたからですが、その理由を時系列でまとめました。

① 平成30年2月13日（9時19分～）の電話で、

2月9日（16時34分～）に機構から提案されていた特定病院に対するカルテ開示を断ったところ、機構は「仮に亡くなっていたとしても患者さんの記録なので、個人情報の開示請求は応じるべきだと思っている。しかし、2月9日に、個人情報の大元締めである総務省での研修を受けたうちの職員が、法には「生存する」という一文がついているので開示ができませんと言われたことが分かり、総務省に問い合わせます」という話がありました。

② 2月13日（13時7分～）の電話では、

「総務省は開示するのは法に反していますと。それをうちが勝手に判断して出して（保有個人情報を開示して）、のちに裁判資料として使ったりすると、法律上お持ちでないはずの資料を〇〇さんが持ってしまうことになる。それは〇〇さんにとってはあまり得がない可能性がある。うちとしては法律上の解釈の部分で、開示は問題

ないと思っていたのですが、総務省がそんな話をしたので問い合わせをしています。総務省からの回答を待つ間にも、すぐ動けるように準備を進める」という話でした。

③ 2月14日（13時13分～）の電話では、

「総務省から連絡はまだないが、なんとか〇〇さんに（診療情報を）見せる方法はないかと機構の顧問弁護士に相談。ここをクリアできれば開示しても問題ないと。〇〇さん以外に法定相続人はいますか」とたずねられ、「夫の前妻に子どもがいますが、（略）と聞いておりまったく連絡はとっていない」と返答。それに対して「（略）はいるようですが、連絡先もわからない状態なので、親族は奥さまだけということで進めておきます」と言われたため、開示手続が進むものだと考えていました。

④ ほぼ1か月後の3月1日（11時51分～）に、

「総務省からやっと連絡があり、開示はNG、だめでした。そこでいろいろ開示できる方法を探した結果、医療過誤があって訴訟するという奥さまがお持ちの権利があり、そこは総務省も侵害できない。そのルートだと開示できそうなんです。実際にするかどうかは別にして、その（診療録等の）資料をもとに訴訟をするお考えはありますか。訴訟を検討するという、資料を集めてダメでしたとは言わないので」と言い、回答を求められました。

提案内容の真意をはかりかね、判断が難しいので「総務省の回答を文書でほしい」とお願いするものの、「文書となると総務省のチェックも入るし、（開示不開示の決定まで）あと6日しかない。とても間に合わない」と断られたため、「保有個人情報開示請求書」に書いた36項目全てに（法律に基づいて）回答してもらえるかをたずねたところ、「特定病院では8、9割方あると言っている。ただ、特定機器のひとつとレセプト、麻酔記録などが不存在で法律云々の話ではない」という返答。

麻酔記録がないのはわかりますが、特定機器は、カルテを見るだけでも数回使用しており、記録がないのはおかしい。

日本医師会発行の「医療従事者のための医療安全対策マニュアル」（添付資料3（略））の各論「医療機器」（149頁～）に、点検表とともに「特定機器作動チェックリストを含んだ治療経過記録を作成しておくことは不可欠である」（151頁）と記載されています。「特定機器安全使用のための指針 第2版」（添付資料4（略））にも、「初期設定条件およびその変更については、担当医師が設定値を決定し、指示簿に記載し、実行後に確認してその実施内容を診療録に記載すること」（67頁）とあり、設定・使用記録

はあると考えています。

今回の意見書を作成するにあたって、改めて過去の診療録等を見直すと、特定日Aの診療録（添付資料5（略））に「（略）」と指示コメントがあるのに、使用開始の指示コメントが見当たらない。また特定日Bの看護記録に「（略）」と記載されています。

厚生労働省医政局看護課に問い合わせると「特定機器（の使用）も治療の一環なので、特定機器装着の際にどういう設定にするか医師の指示が出ているはずで、設定を変えるときも医師の指示が入っていると思います」と助言されました。

特定機器の設定・使用記録がないことや、「添付資料2（略）」にある看護師間の伝達・注意事項、医師との連絡事項の記載が、開示した診療録等に見当たらないのはおかしいし、これでは診療情報が全て開示されているとは考えられません。

また、機構は、レセプトの写しの開示について後期高齢者広域連合など大きいところに連絡したが、どこも「病院には原本はないですよ」言われたそうで開示できないと。そこで、国民健康保険連合会と後期高齢者広域連合に問い合わせたところ、ともに「（レセプトの写しを出すかどうかは）病院の規定によるもの。病院の判断によると思います。法律で（レセプトを）出してはいけないということはない」と回答され、機構の話とは違います。

保有個人情報の開示・不開示決定について総務省に問い合わせましたが、「（開示不開示について）総務省は判断しません」という回答を得ており、機構の話とはまったく違うことがわかり、機構の話は信じられなくなったのです。

カ 諮問庁の主張について②

「機構では過去に、現実に患者の世話をしている、親族以外の者からの診療記録の開示請求について、親族全員の同意を得た上で開示をおこなった前例がある。機構の顧問弁護士からは、亡夫には他にも遺族がいる可能性も考えられ、妻のみの請求に応じて診療記録を開示したとき、他の遺族が反対の意思を有していた場合、他の遺族との間で新たなトラブルが生じることも考えられるため、遺族全員からの同意を得た上で開示請求書を提出してもらうべきである、との助言を受けた。

亡夫には前妻の子どもがいるとの話があったが、開示請求人は前妻の子どもとは一度も連絡をとったことがなく、また、連絡先も不明という状況であり、前妻の子どもの同意を得ることも困難であると考えられる。」（理由説明書4項）とありますが、

反論その5

平成30年2月14日（13時13分～）に、「機構の顧問弁護士から、ここをクリアできれば開示しても問題ないのではないかという話をいただいた。うちとしては患者さんのご家族なのでなるべく開示したい。奥さま以外に法定相続人はいらっしゃいますか」と聞かれたので、「（略）」と返答。

それに対し、機構は「（略）。一応、親族は奥さまのみということで進めさせていただきます」と話し、諮問庁の主張とは違っています。

キ 諮問庁の主張について③

「審査請求書にて「亡夫は医療過誤に遭った、とくに入院時の治療や処置において重大な過失があったとほぼ確信しており、その内容によっては裁判も考えている。」と主張しているが、過去の事例において遺族が訴訟を提起した上での保有個人情報開示請求において診療記録を開示しており」（理由説明書4項）、とありますが、

反論その6

平成30年3月1日の機構の話では、「実際にするかどうかは別にして、その（診療録等の）資料をもとに訴訟をするお考えはありますか。訴訟を検討しますといただければいい、損害賠償の権利の行使を考えていて、準備のため、検討するために資料を集めていますという理由で開示しましたと。裁判をするかどうかは別の話です」という内容で、「訴訟を提起する」という諮問庁の主張とは違っています。

ク 諮問庁の主張について④

また、「総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室より「配偶者（妻）の知りたいという欲求を満たすためだけでは開示請求権を認められない」との回答もあり、上記を踏まえ、故人の情報が開示請求人の個人情報となり得るとは考え難く、これらのことから、法12条1項の開示請求権を持つ者とは言えないことから、不開示とした。」（理由説明書4項）とありますが、

反論その7

機構は平成30年2月13日の連絡で、「2月9日の総務省の研修を受けた職員が、法には「生存する」という一文がついているから開示できないと言われた。総務省に問い合わせをする」と言い、3月1日に「総務省からやっと連絡があり、開示はだめ、NGでした」という答えでした。

総務省情報公開・個人情報保護総合案内所と総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室に問い合わせると、「総務省は（開示不開示の）判断はしません。法を所管する役所として、照会に対し意見を述べることはありますが、適用するかどうかは相手側の考えで決める

もの。判断は機構の考え方です」と即答。機構の話とは違っています。機構がいう、開示がNGだという総務省からの回答が1か月もかかるとも考えられません。

なお、審査請求書に記載したとおり、特定日Cに特定病院に対して診療情報を開示請求しましたが、過去の開示と同様、納得のいくものではありませんでした。

また、開示した診療録等に不備が見つかり、電子カルテのメーカーに調査・出力を依頼、特定日Dに届いたものの、個人情報情報を外部に渡すのにも疑問に感じました。

ケ 平成30年3月29日付の処分庁からの「保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）」（添付資料7（略））

開示しないこととした理由に「（略）本件については、故人の情報を開示請求者の個人情報と解することが出来ないために開示請求があった診療情報の全てを不開示とする。」について。

今回の開示請求において、機構とのやりとりを重ねましたが、その中で麻酔記録、特定機器など不存在のものがあるという話がありました。

しかし、「個人情報保護法の逐条解説」（宇賀克也著）によると、行政機関個人情報保護法の逐条解説の「開示請求に対する措置」（18条）の中の「開示しないときは、開示をしない旨の決定」（2項）として、行政手続法8条1項の規定により理由提示の義務が生じるとあり、理由を提示する義務があります。

「文書不存在の場合、「請求された情報はそもそも存在していない」「当該保有個人情報を保有していたが、保存年限が経過したため、○年△月□日に廃棄した」等の理由を提示する義務がある。本法45条2項の規定に基づき保有個人情報を保有していないものとみなされるときにも、理由を提示しなければならない」とあり（添付資料7（略））、当該の「保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）」からは、開示請求した全ての診療情報が存在するわけです。機構の話とは食い違います。

コ 「5 結論」

以上のことから、原処分は妥当であり、これを維持すべきである。

反論その8

反論をみていただければ諮問庁の理由説明書は事実と反する点が多々見られ、諮問庁の結論は妥当性を欠き、原処分の取消しの裁決を求めます。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求対象文書について

本件審査請求に係る開示請求の対象文書は、開示請求人の夫（故人）の診療録など診療に係る記録一切（本件対象保有個人情報）である。

2 原処分における開示文書について

本件は、開示請求人の亡夫の診療録など診療に係る記録一切について開示を求めたものである。

病院における診療情報の提供による開示ではなく、機構に対して法に基づいた診療記録の開示請求を行った理由については、開示請求人が過去に、亡夫が入院していた特定病院に診療記録の提供による開示請求を行ったところ、当該病院の対応に不信感を持ったことからである。

法12条1項において、「何人も、この法律の定めるところにより、独立行政法人等に対し、当該独立行政法人等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。」と定められているため、開示請求人の亡夫の診療記録は開示請求者本人の個人情報には該当しない。しかし、民法711条では「他人の生命を侵害した者は、被害者の父母、配偶者及び子に対しては、その財産権が侵害されなかった場合においても、損害の賠償をしなければならない。」と定められており、死者の情報が、同時に死者の遺族の個人情報となり得る場合もあるが、開示請求人へ本件開示請求の意図を確認したところ、明確な回答を得られなかったことから、同法711条には該当せず、法12条1項の開示請求権を持つ者と判断できないため、不開示（原処分）とした。

3 審査請求人の主張について

これに対し、審査請求人は、「『個人情報保護法の逐条解説』に、「生存する個人に関する情報」として、死者の情報が死者の遺族の個人情報となる場合には、当該遺族が自己の個人情報として開示請求を行うことができる」とされている。亡夫は特定病院において医療過誤にあった、特に入院時の治療や処置において重大な過失があったとほぼ確信しており、その内容によっては裁判も考えている。そのために亡夫が受けた治療や処置など診療情報の全てを知る必要があり、亡夫の個人情報の開示が不可欠である。東京都をはじめ、仙台市、川崎市、新潟市などの個人情報保護条例でも、死者の相続人や死亡当時の配偶者などに開示請求できる取扱いをしている。」と主張し、当該文書に対する不開示処分の取消しを求めているものである。

4 諮問庁の主張について

法においては「自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。」と定められているため、通常であれば開示請求人からの亡夫の保有個人情報の開示請求を行うことはできないが、民法711条にて「他人の生命を侵害した者は、被害者の父母、配偶者及び子に対しては、その財産権が侵害されなかった場合においても、損害の賠償をしなければなら

ない。」と規定されている損害賠償権を有する者に対して、死者の情報が、同時に死者の遺族の個人情報となると考えられる。しかし、今般の開示請求にあたり、訴訟の提起の可能性を開示請求人に確認したものの、「開示請求書に記載している内容で判断してください」との事で明確な意思の確認は取れなかった。

機構では過去に、現実に患者の世話をしている、親族以外の者からの診療記録の開示請求について、親族全員の同意を得た上で開示を行った前例がある。機構の顧問弁護士からは、亡夫には他にも遺族がいる可能性も考えられ、妻のみの請求に応じて診療記録を開示したとき、他の遺族が反対の意思を有していた場合、他の遺族との間で新たなトラブルが生じることとも考えられるため、遺族全員からの同意を得た上で開示請求書を提出してもらうべきである、との助言を受けた。

亡夫には前妻の子供がいるとの話があったが、開示請求人は前妻の子供とは一度も連絡を取ったことが無く、また、連絡先も不明という状況であり、前妻の子供の同意を得ることも困難であると考ええる。

審査請求書にて「亡夫は医療過誤にあった、特に入院時の治療や処置において重大な過失があったとほぼ確信しており、その内容によっては裁判も考えている。」と主張しているが、過去の事例においては遺族が訴訟を提起した上での保有個人情報開示請求において診療記録を開示しており、また、総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室より「配偶者（妻）の知りたいという欲求を満たすためだけでは開示請求権を認められない」との回答もあり、上記を踏まえ、故人の情報が開示請求人の個人情報となり得るとは考え難く、これらのことから、法12条1項の開示請求権を持つ者とはいえないことから、不開示とした。

5 結論

以上のことから、原処分は妥当であり、これを維持するべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年6月1日 諮問の受領
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年7月25日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 同月30日 審議
- ⑤ 同年9月10日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、機構が運営する特定病院において保有されている審査請求人の亡夫の診療録等の診療情報の一切に記録された保有個人情報であり、処分庁は、その全部を審査請求人を本人とする保有個人情報

には該当しないとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、本件対象保有個人情報、亡夫の個人情報であると同時に、遺族である審査請求人を本人とする保有個人情報にも該当するとして原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしている。

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件対象保有個人情報として特定した保有個人情報は審査請求人の亡夫に係る診療録等32文書に記録された保有個人情報とのことなので、以下、本件対象保有個人情報の審査請求人を本人とする保有個人情報該当性について検討する。

2 審査請求人を本人とする保有個人情報該当性について

(1) 法は、個人情報の取扱いに関連する個人の権利利益を保護することを目的とするものであることから、法における「個人情報」の範囲を「生存する個人に関する情報」に限っており、開示請求対象として予定するのは、「生存する個人に関する自己を本人とする保有個人情報」のみであるが、死者に関する個人情報であっても同時に遺族等の個人情報となる場合には、当該遺族が、自己を本人とする個人情報として開示請求を行うことができると解される。

(2) 本件対象保有個人情報は、特定病院で診療を受けた特定個人（審査請求人の亡夫）の診療に係る記録一切であり、死者である特定個人の個人情報と認められるところ、審査請求人は、「特定病院において特定個人に対して医療過誤があり、審査請求人は、相続人としての損害賠償請求権又は民法711条の慰謝料請求権を有しているので、死者である特定個人の個人情報は、同時に遺族である審査請求人の個人情報となる。」旨主張している。

しかしながら、審査請求人は、特定個人に対する医療過誤を主張するものの、審査請求書や意見書及びその添付資料を見る限り、抽象的な可能性を主張するにとどまり、また、本件対象保有個人情報に特定個人に対する医療過誤に関する情報が記録されているのか、その具体的な事実関係も全く不明であるから、本件対象保有個人情報が、審査請求人が有すると主張する損害賠償請求権又は慰謝料請求権の存否に密接に関連する情報であるとは認め難い。

そうすると、死者である特定個人の個人情報である本件対象保有個人情報が、同時に遺族である審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

(3) 他方、本件対象保有個人情報は、特定個人の診療に係る記録一切であるから、その中には、審査請求人が妻として診療に同意した同意書等、審査請求人自身の個人に関する情報も記録されていることが考えられる。

そこで、この点について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認さ

せたところ、本件対象保有個人情報のうち診療録，問診票，同意書等において，審査請求人の氏名，続柄その他の記述等により審査請求人を識別することができる情報が含まれているとのことである。

これらの情報は，審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められる。

- (4) 以上のことからすると，本件対象保有個人情報のうち別紙に掲げる部分を除く部分は，審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないと認められるので，不開示としたことは妥当であるが，別紙に掲げる部分は，審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められるので，機構において，別紙に掲げる部分を精査した上，これにつき改めて開示決定等をすべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は，その他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件開示請求書には，請求する保有個人情報として「独立行政法人地域医療機能推進機構特定病院に保有されている特定個人（特定ID）の診療録等の診療情報の一切，詳細は別紙に記載」と記載され，36項目にわたる文書名が記載された別紙が添付されており，審査請求人は，これらの文書に記録された保有個人情報の開示を求めているものと認められる。

これに対し，処分庁は，不開示決定通知書において，開示をしないこととした理由として「本件については，故人の情報を開示請求者の個人情報と解することができないために開示請求があった診療情報の全てを不開示とする」と記載しているが，審査請求人が意見書（上記2の2（2））において「機構から，開示請求した保有個人情報の中には不存在的のものがあるとの話があった。」旨指摘していること，上記1のとおり諮問庁は32文書に記録された保有個人情報を本件対象保有個人情報として特定している旨説明していることから，当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ，開示請求書の別紙に記載のある文書のうち，4項目に係る文書が不存在的である旨の説明があった。

そうすると，原処分は，開示請求に係る保有個人情報が記載された文書の全てが存在するとの誤解を与えかねない，不適切なものといわざるを得ない。

処分庁においては，開示請求に係る保有個人情報が記載された文書の一部が不存在的である場合，その部分は不存在的を理由に不開示決定をすべきであったことから，今後の開示決定等に当たり，適切に対応することが望まれる。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その全部を法12条1項に規定する審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとして不開示とした決定については、別紙に掲げる部分を除く部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないと認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙に掲げる部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められるので、これにつき改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別 紙

審査請求人の氏名，続柄その他の記述等により審査請求人を識別することができる情報